

公認講師規程

（目 的）

第1条 本規程は、公益財団法人日本バレーボール協会（以下「本協会」という。）がバレーボール競技の指導者養成活動の一環として、指導者育成のために公認指導者を認定し、これを「公認講師」として登録することを目的とする。

（公認講師の任務）

第2条 公認講師は本協会および指導者養成委員会が主催・主管または後援する指導者養成講習会やその他講習会・研修会の講師としてその任にあたる。

2 その任に当たる場合、謝金で支払う場合は謝金規程またその他の場合は旅費規程に準じ支払う。

（認定の方法）

第3条 本協会における公認講師資格の認定は次のとおりとする。

第4条に基づき推薦されたものの中から、指導者養成委員会が審査の上、決定し認定する。

（公認講師推薦基準）

第4条 原則として日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格（バレーボールコーチ3・バレーボールコーチ4）のいずれかを有し、かつ以下のいずれかに該当することを条件とする。

- （1）バレーボールの指導者として、指導力および指導実績があり、かつ人格的に優れ長年にわたる活動実績があるもの。
- （2）本協会役員、都道府県バレーボール協会役員として、指導者養成活動に顕著な実績があったもの。
- （3）国際的に認められたコーチ資格を有し、国内外において顕著な実績があったもの。

（任期）

第5条 任期は、認定の年度から4年後の3月末をもって満了とする。

（更新）

第6条 本協会メンバー制度登録システム（MRS）の登録会員で所定の研修会を修了し、かつ更新の手続きをおこなわなければならない。その上で、指導者養成委員会が審査・決定し、認定されたものが更新することができる。

（辞任）

第7条 公認講師はいつでも辞任を申し出ることができる。辞任する際は委員会に辞任届を提出しなければならない。

(解任)

第8条 公認講師に次の事由が生じたときは解任する。

- (1) その他不適當と認められる事由が生じたとき。
- (2) 本協会メンバー制度登録システム(MRS)を有効に行わなかったとき。
- (3) 心身に不適當が認められた場合

(規程の改廃)

第9条 本規程は、理事会の議決により改廃することができる。

(附則)

- 1 本規程は、2010年4月1日から施行する。
- 2 本規程は、2026年3月11日から施行する。